

最近の農地制度・政策等の見直しをめぐる動きについて

平成19年11月
全国農業会議所

I. 農地制度等の見直しをめぐる主な動き

経済財政諮問会議

農林水産省

自由民主党

2006.10 『創造と成長』のための7大重点改革分野

「グローバル化改革」
(輸出できる強い農業、国境措置に依存しない農業)

2007.1 グローバル化改革専門調査会

EPA・農業ワーキングG (05.08中間とりまとめ)

05.08 調査会・第1次報告

- ①農地の利用・所有は原則自由
- ②定期借地権創設・農地利用に供託金制度・農地情報開示
- ③透明性ある農地利用料の決定・標準小作料制度の廃止
- ④公正な第三者機関の設置(全国・都道府県)
- ⑤農地関係税制・ゾーニング規制の見直し
- ⑥所有権を移転しやすい仕組みの創設



「経済財政改革の基本方針2007」

06.19 (骨太方針2007)

- <ポイント>①「21世紀新農政2007」を着実に実施
②農地の所有と利用の分離

<具体的手段>

- ①秋までに農地に関する改革案と工程表をとりまとめ
 - ・5年程度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す
 - ・農地リースの加速
 - ・農業生産法人要件の見直し、農地の権利設定・移転しやすい仕組みをオプションとして用意

11.01 若林農相が農地改革案・工程表を報告

- ①農地情報を地図情報として一元化、データベース化
- ②耕作放棄地の解消に向けた取組を展開
- ③転用規制の強化等、優良農地を確保措置を充実
- ④農地の面的集積を促進
- ⑤所有から利用への転換を図り、農地の有効利用を促進

11.06

農林水産省・農地政策の展開方向<農地に関する改革案と工程表>を公表

- ①農地情報のデータベース化 ②耕作放棄地の解消に向けたきめ細やかな取組の実施 ③優良農地の確保対策の充実・強化
- ④農地の面的集積を促進する仕組みの全国展開 ⑤所有から利用への転換による農地の有効利用の促進

2007.1 「農地政策に関する有識者会議」設置

- 06年11月から農地政策全般の検証を開始
- 「有識者会議」「専門部会」を設置
- 法令、予算、税制等、農地に関する政策全般を対象

3月・5月 「論点整理」

- 「農地の有効利用」の理念の明確化
- 市町村に「面的集積組織」を設置、農地の面的集積の加速化、制度・予算・税制等必要な措置を確保
- 市町村・関係機関が保有している農地情報の相互利用、一元化を促進
- 優良農地の保全・確保(転用規制の強化)、農地の農用地区域への編入のさらなる促進措置
- 遊休農地の活用促進策、更なる耕作放棄地発生防止措置
- 個人の農地の権利取得要件、農業生産法人要件の見直し
- 特定法人貸付事業の参入区域設定や手続き等の見直し

08.24 「新たな農地制度体系(見直しの方向(案))」

- 農地の貸借を原則自由化、所有は規制を堅持(農地の所有と利用の分離)
- 優良農地の一定の区域について、担い手に利用集積するための新たな取組みを実施(上乘せ規制)

10.31 「農地政策の見直しの基本的方向」

- 「農地は有効利用されなければならない」という理念を確立
- 農地情報の共有化等(農地情報の地図情報化を進め関係機関が共有、貸付希望農地・賃借料等の情報を広く提供)
- 耕作放棄地対策(現況を把握し、状況に応じた解消対策を実施)
- 優良農地の確保(学校・病院等の公共転用を許可対象化、農用地区域からの除外を厳格化)
- 面的集積の促進(公的な関与の下、面としてまとまった形での農地の利用集積を加速化)
- 農地の権利移動規制の見直し(農地の有効利用を促す観点から貸借による権利の規制を見直し)

平成20年度中ないし21年度中に新しい仕組みがスタートできるよう法制度上の措置を講じる

2006.12 「農地政策検討スタディチーム」設置

- 1月末から本格的な検討(週1回ペースで議論)
- 谷津総合農政調査会長、農林部会正副部会長、農林幹部などで農地政策全般を検討

3月・5月 中間とりまとめ

※ このほか、「規制改革会議」(「規制改革・民間開放推進会議」の後継組織でもタスクフォースを設置し、検討している。また財界等も、経済同友会、日本商工会議所が農地政策の見直しや、農地転用規制の強化等に関する提言・要望をとりまとめている。これら一連の見直しに、「日本経済調査協議会(日経調)・高木委員会」の提言(06年5月)が引き金になっている。

II. 農地政策の基本的見直しの方向と全国農業会議所の意見

農水省・8/24の「見直し案」

と

11/6の「改革案」

新たな理念：農地の有効利用

1. 農地の権利移動規制

2. 担い手への面的利用集積促進措置

①農地の貸借(利用)の規制を緩和

・「機械・労働力等からみて農地を適切に利用する見込み」の場合、原則許可

②農地の所有は規制を堅持

・農業生産法人制度・農業従事要件は堅持

③20年以上の長期貸借制度を創設

担い手への農地の面的集積を促進するための取組を実施

①集団的な権利移転(面的集積組織による取組)

・新たな面的集積組織が地域の所有者等に対し貸し出し促進の説得・調整を働きかけ、集団的な権利移転の計画を策定し、面的集積を加速

②望ましい権利移動への誘導(集団的な権利移転に不参加)

・所有者の所有農地を権利設定・移転する場合に、担い手に優先的に権利を設定・移転

その他

①小作地所有制限、標準小作料等の既存規制を廃止・見直し

②「小作」等の用語の見直し

農地の権利移動規制

「所有」から「利用」に転換を図り農地の効率的利用を促進

- 所有権は厳しい規制を維持、貸借による権利は規制を見直し
- 面的集積を図る区域において、公的関与の下、地域の農地の利用調整を図りつつ意欲ある農業者を優先しながら面的にまとまった形で利用集積を加速化する仕組み等を措置
- 長期間の賃貸借が可能となるよう措置
- 小作地所有制限、標準小作料等の既存規制を廃止・見直し

全国農業会議所・10/18「農地政策の見直しに関する意見」

「さらに慎重な検討が必要」!

農地は、限りある経営・生産資源として有効利用するとともに、地域の人々により維持・管理されている貴重な地域資源として、また、農業の多面的機能発揮の基盤となる社会共通資本として大切に保全・管理するとの理念を明確化すること。

農地の権利を取得し耕作を行う者は、食料・農業・農村基本法に基づく担い手政策との整合性を図り、地域に根ざした「担い手」を中心とすることを農地政策の方向として明確にする必要。

耕作放棄地の解消、担い手の農地の面的集積、農外からの新規参入の促進等を農業委員会系統組織として引き続き強力な推進を図ることが必要。農業委員会の体制整備や支援措置の拡充強化を図ること。

権利移動規制は将来とも堅持

- 所有権、貸借権(利用権)とも、不耕作目的での農地の権利取得を排除するための権利移動規制は将来とも堅持する必要。
- 農作業常時従事状況や農業経営状況、営農計画は権利移動の許可要件の重要な要素として位置づけ、農業生産法人制度を堅持すること。
- 農業経営の確立にとって、農地の所有権も利用権も共に重要。農地の貸借の規制緩和や小作地所有制限の廃止は、担い手への農地利用集積の障害になったり、不耕作目的や転貸目的での農地の権利取得につながるかもしれない。農地制度全体に及ぼす影響等法制面を含めた慎重な検討を行うこと。
- 貸借による農業生産法人以外の法人による農地の権利取得は、担い手との農地利用をめぐる調整に十分配慮して、現行の特定法人貸付制度の運用改善を検討すること。

標準小作料制度の堅持が前提

- 地域における契約小作料の目安としての標準小作料の制度的措置は継続すること。

3. 耕作放棄地解消対策

①耕作放棄地対策をきめ細かく全国規模で実施

・耕作放棄地の現状把握、解消計画、状況に応じた処方箋を提示

②耕作放棄地の指導措置を使いやすく改善

・市町村長勧告等の発動基準の明確化等

追加

○農用地区域外の耕作放棄地を農業利用に最大限努めながら非農業的利用に誘導

4. 優良農地の確保

①農用地区域からの除外を厳格化

②公共転用を秩序ある農地転用に誘導

・病院・学校等の公共転用を許可対象に

③農用地区域への編入を促進し、優良農地を確保

・農振地域の指定面積・農用地区域への編入要件を見直し

追加

○道路沿いの農地転用を現場の実態等も踏まえつつ転用規制を厳格化

5. 農地の面的集積

①原則全市町村に、現場に積極的に働きかけ、代理・委任で農地を集めて担い手に面的なまとまった形で貸し付ける利用調整組織を設置

②面的集積組織にコーディネーターを配置し、支援措置を実施

①原則全市町村に、現場に働きかけ、委任・代理の結びつけ等で面的にまとまった形での利用を図る機能を位置づけ

②地域で面的集積に係る実践活動を行うまとめ役を配置

6. 農地情報の一元化・共有化

①関係機関の農地情報等を結合し、農地情報図の整備を促進

②一元化された農地情報図を農地情報センターから関係機関に提供する仕組みを構築

③情報の提供に当たっては、個人情報の保護に十分に留意

（「農地情報センター」等の記述は見られず）

状況に応じた解消対策と推進体制を整備

○遊休農地の状況ごとに、解消対策の方向性と活用可能な支援策を提示し推進する体制を整備すること。

○非農地証明の発行基準について国の統一的基準を提示すること。

地域全体の土地利用規制を総合的に検討

○公共転用の許可制など新たな制度的措置を講ずるとともに、適正執行のため国・都道府県の指導の強化を図る必要。

○都市と農村の共生に向けて地域全体の土地利用規制のあり方について総合的に検討する必要。

現行制度の堅持が前提

○農業委員会が担っている農地利用調整の機能や市町村段階の農地保有合理化法人の役割をさらに有効活用する観点に立って必要な措置を講ずること。

○面的集積計画案の作成にあたっては、農業者の公的代表である農業委員会を中心となって、担い手の意向や地域の合意形成が円滑に行われるよう必要な措置を講ずること。

○全国一律的な対応でなく、地域の実情に応じたモデル的な取組みの助長など段階的な推進を図ること。

市町村段階での活用ニーズを踏まえた措置

○農地情報の共有化の推進にあたっては、市町村段階での活用ニーズを十分に踏まえ必要な措置を講ずること。

○農地基本台帳の法定化を図ること。

Ⅲ. 全国農業会議所の政策提案と具体的な対応等

農地政策の再構築に向けた提案
＝07.5.31全国農業委員会会長大会にて決議＝

1. 農地政策の再構築に向けた基本的考え方

- ① 農地に関する基本的理念の明確化
- ② 農地の権利移動規制・転用規制の堅持
- ③ 農地の管理・利用システムの再構築
- ④ 農地情報の一元管理と効率的利用の推進
- ⑤ 育成すべき担い手像と農地政策の整合性の確保
- ⑥ 小作人、小作地等の法律用語の見直し

2. 450万haの農地確保に向けた対策の強化

- ① 農地利用実態調査の制度化
- ② 農地情報の一元管理と効率的利用
- ③ 農業振興地域制度及び農地転用制度の厳正実施

3. 認定農業者等の担い手への面的な農地利用集積の促進

- ① 面的な農地利用集積促進システムの確立
- ② 農用地利用集積計画の再設定の仕組みの検討

4. 農地の適正かつ効率的な利用を担保する措置の確保

- ① 農地の権利取得要件の確保
- ② 農業生産法人の要件の確保
- ③ 企業等による農業への秩序ある参入

5. 農地相続と農業経営の継承の円滑化

- ① 不在村農地所有者の把握と農地管理の支援
- ② 遺産分割未了農地等の利用権設定手続きの簡素化
- ③ 借地型農業における円滑な経営継承の支援

6. 公共・環境資源としての農地の確保と保全

- ① 「保全農地」等の農地制度上の位置づけの検討
- ② 遊休農地の類型区分と活用策の提示
- ③ 都市住民等の農地利用への対応
- ④ 都市地域の農地の利用と評価の検討

7. 新たな農地管理体制の体系的整備

- ① 関係機関・団体の連携強化等
- ② 農委組織と農地保有合理化法人の共同事業の創設

対応や新たな取組み

1. 農地情報提供活動の強化

- ① 農地情報の収集・提供活動の取組み強化
(品目横断的経営安定対策、遊休農地解消、特定法人貸付事業等への対応)
- ② 農業会議による大規模担い手との農地情報のマッチングの取組みの推進
- ③ 農業法人や経営者組織等への情報提供・意向把握

2. 田舎の農地利用相談活動事業の拡充(07.4月～)

- ① 不在農地所有者等を対象にした農地管理・利用の情報提供・相談活動
・ 全国農業会議所に「田舎の農地利用相談室」設置
・ ホームページに「田舎の農地利用相談コーナー」開設
- ② 具体的取組み
・ 個別相談会の開催(新農業人フェアと同日開催)
・ 全国農地保有合理化協会の「担い手農地情報活用事業」との連携 等

3. 専門相談員の設置(元気な地域農業づくり応援隊)

- ① 農業構造の分析や農業経営の改善、地域農業ビジョンの策定等についての有識者を専門相談員として委嘱、支援・相談活動を実施
(これまでに8名を委嘱)

4. 農地制度・施策等の検討

- ① 「農地制度等有識者検討会」における今後の農地制度のあり方や農地政策の方向についての検討(07.3月に論点整理 → 組織討議を経て07.5.31に政策提案 → 具体的制度設計に対応し、さらなる検討)
- ② ブロック別に「農地問題に関する有識者懇談会」を開催(メンバーは農業法人経営者、稲作経営者、農業委員および農業委員会職員、集落リーダー等)

5. 遊休農地の発生防止・解消対策の強化

- ① 遊休農地の発生防止・解消対策強化推進要領及び申し合わせ決議の決定(07.7.31開催の都道府県農業会議会長会議で決定)
- ② 全国統一の農地パトロール月間(07.8月～11月)の実施
- ③ 耕作放棄地実態調査(地図による耕作放棄地分布状況の把握)の実施
- ④ 農業経営基盤強化促進法第27条第1項に基づく「要活用農地」の指導の徹底